

○福島市請負工事検査規程

最終改正 令和 7 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、福島市が発注する土木、建築その他の請負工事(以下「工事」という。)の検査の適正かつ円滑な執行及び工事の品質確保を図るため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)、福島市財務規則(平成 15 年規則第 34 号。以下「規則」という。)、規則第 147 条第 1 項に規定する福島市工事請負契約約款(以下「約款」という。)その他の法令に定めるもののほか、工事の検査に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この訓令において使用する用語の意義は、規則及び約款において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 契約図書

契約書(約款を含む。)及び設計図書をいう。

(2) 設計図書

別冊の図面、仕様書(特記仕様書、共通仕様書及び標準仕様書をいう。)、現場説明書及び現場説明に係る質問に対する質問回答書をいう。

(3) 検査

会計法(昭和 22 年法律第 35 号)第 29 条の 11 第 2 項、地方自治法第 234 条の 2 第 1 項、及び規則第 195 条第 1 項に規定する検査並びに公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成 17 年法律第 18 号。第 5 条において「品確法」という。)に基づく、工事中及び完成時の施工状況の確認並びに評価等、技術水準の向上に資するために必要な工事の施工体制、施工状況、出来形、品質及び出来ばえについて行う技術的な検査であって、契約の相手方(以下「受注者」という。)が施工した工事目的物と設計図書とを照合し、設計図書に定められた出来形、品質、規格、性能、機能及び数量等が満足しているかどうか確認することにより、契約の適正な履行を確保するために行われるものをいう。

(検査員の任命)

第 3 条 市長は、福島市行政組織規則(平成 15 年規則第 12 号)第 38 条及び第 39 条に規定する組織及び機関のうち、別表第 1 に掲げる組織に検査員を置き、任命するものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、別表第 1 に掲げる組織以外に検査員を置くことができる。

2 市長は、特に必要と認める場合は依命検査員を置くことができる。

3 前項の依命検査員は、本庁機関(行政組織規則第 2 条第 1 項に規定する本庁機関をいう。)の係長職以上の検査員から、財務部長が指定するものとする。

(検査員の責務)

第 4 条 検査員は、法令、規則及びこの訓令に基づき、適正かつ円滑にその職務を執行しなければならない。

2 検査員は、職務の執行に当たっては、常に厳正かつ公平な態度を保持しなければならない。

3 検査員は、適正な検査を実施するために必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

4 検査員は、職務の執行に当たって知り得た受注者の業務上の秘密を他に漏らしてはならない。

(検査の種類及び実施依頼)

第 5 条 規則第 194 条の規定により当該工事の検査の執行を命じられた検査員は、次に掲げる検査を行うものとする。

(1) 竣工検査(約款第 32 条第 2 項の規定により工事の完成を確認するために行う検査をいう。以下同じ。)

- (2) 一部竣工検査(約款第39条第1項の規定により部分引渡しを指定した部分に係る完了を確認するために行う検査をいう。以下同じ。)
 - (3) 既済部分検査(約款第38条第3項の規定により工事請負代金の部分払いに係る出来高等を確認するために行う検査をいう。以下同じ。)
 - (4) 中間検査(約款第32条の2第1項の及び品確法の規定に基づき、工事の施工途中における施工状況の確認及び工事等の品質を確保するため必要があると認めるときに行う検査をいう。以下同じ。)
 - (5) 部分検査(約款第34条第1項の規定による工事目的物の全部又は一部の引渡し前に受注者の承諾を得て行う検査をいう。以下同じ。)
 - (6) 特別検査(約款第48条又は第49条の規定による契約の解除その他の原因により必要が生じた場合において、当該引渡しを受ける部分に係る出来高等を確認するために行う検査をいう。以下同じ。)
- 2 工事等の担当課長等(以下「担当課長等」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約検査課長に検査の実施を依頼するものとする。
- (1) 受注者から契約履行完了(市長が指定した部分の完了を含む。)の通知があったとき
 - (2) 受注者から工事の既済部分につき、検査の請求があった場合で、規則第191条の規定により当該工事の監督の執行を命じられた監督員(以下単に「監督員」という。)において出来高を確認し、その請求を適当と認めるとき
 - (3) 中間検査又は部分検査をする必要があるとき
 - (4) 契約を解除するとき
- 3 担当課長等は、監督員において工事の完了及び検査に要する関係資料及び記録等の整備の確認がなされていない場合は、前項第1号による契約履行完了としてはならない。

(検査員の指定及び命令)

- 第6条** 検査は、別表第2検査種別及び契約金額の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表検査の命令欄に掲げる者が、同表検査員の指定に掲げる検査員に命じて行わせるものとする。ただし、規則第199条第1項の規定により検査を職員以外の者に委託する場合にあっては、この限りではない。
- 2 規則第194条の規定による検査の命令は、別表第2に定める区分のとおりとし、監督員に、自らが監督する工事の検査員の職務を兼ねて命令することはできない。
- 3 財務部長は、前2項の区分によりがたいと認めるときは、その工事を指定して別に当該工事の検査を執行させることができるものとする。

(検査の実施)

- 第7条** 検査は、契約ごとに、個別に、実地に行うものとし、工事目的物について、契約図書及びその他の関係書類と対比してその適否を判断するものとする。
- 2 検査員は、検査を行うときは、次に掲げる事項に留意しなければならない。
- (1) 工事の出来形
 - (2) 工事の品質
 - (3) 工事の出来ばえ
- 3 監督員は、検査に際し、あらかじめ関係資料及び記録を準備し、検査員の求めがあったときは、これを提示しなければならない。

(検査の立会い及び通知)

- 第8条** 検査は、工事の受注者及び監督員の立会いのもとに行うものとする。
- 2 監督員は、検査の実施に先立ち、当該工事の受注者に対し、工事検査立会通知書(様式第1号)により通知し、当該工事の受注者を当該検査に立会わせなければならない。
- 3 監督員は、検査の実施に必要な関係書類、機器等を準備し、当該検査に立ち会わなければならない。
- 4 検査員は、検査の実施に当たって、特別の技術を要するとき又はその他必要があると認めるときは、

監督員以外の者又は担当課長等の立会を求めることができるものとし、担当課長等は、立会を求められたときは、これに応じなければならない。

(不適合等の措置)

第9条 第5条に規定する検査(中間検査を除く。)の検査の結果、工事請負契約書、約款及び設計図書等と対比し、出来形又は品質に不適合がある工事又は未竣工の工事(以下「不適合工事」という。)について必要な処理を行うものとする。ただし、別に定める軽微な手直しの場合にあっては、この限りではない。

2 不適合工事の処理に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(検査結果の報告等)

第10条 規則第196条の規定による検査の報告は、次の各号に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 竣工検査 請負工事竣工検査復命書(様式第2号)
- (2) 一部竣工検査 請負工事一部竣工検査復命書(様式第3号)
- (3) 既済部分検査 請負工事既済部分検査復命書(様式第4号)及び別に定める出来高調書
- (4) 中間検査 請負工事中間検査復命書(様式第5号)
- (5) 部分検査 請負工事部分検査復命書(様式第6号)

2 検査員は、前項各号に規定する検査を終了したときは、当該工事の関係書類を整理し、必要事項を記録しておかなければならない。

(工事成績の評定)

第11条 検査員は、検査を終了したときは、別に定める工事成績評定基準により、当該工事の成績評定を行うものとする。

(検査の中止等)

第12条 検査員は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該工事の検査を中止し、又は取り止めることができる。

- (1) 検査員の職務の執行を妨げたとき又はその指示に従わないとき
- (2) 受注者が検査の立会いを拒んだとき又は検査に立会わないとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、検査ができない事情又は実施について支障があると認めるとき

(委託業務等の検査)

第13条 設計、測量及び調査の委託その他の請負に係る検査については、この訓令に準じて行うものとする。この場合において、検査員の指定は、別表第2に定める区分のとおりとする。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施について必要な事項は別に定めるものとする。

附則(平成31年訓令第16号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附則(令和2年福島市請負工事検査規程の一部を改正する訓令第11号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附則(令和3年福島市請負工事検査規程の一部を改正する訓令第8号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附則(令和4年福島市請負工事検査規程の一部を改正する訓令第7号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附則(令和6年福島市請負工事検査規程の一部を改正する訓令第7号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附則(令和7年福島市請負工事検査規程の一部を改正する訓令第1号)

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

機関
契約検査課
公共建築課
農林整備課
環境施設整備課
あぶくまクリーンセンター
あらかわクリーンセンター
路政課
道路保全課
道路整備課
河川課
都市計画課
交通政策課
開発建築指導課
公園緑地課
市街地整備課
住宅政策課
下水道整備課
下水道管理課
飯坂支所
松川支所
信夫支所
吾妻支所

別表第 2 (第 6 条、第 1 3 条関係)

検査種別	契約金額	検査員の指定	検査の命令
竣工検査 一部竣工検査 既済部分検査	契約金額 5 0 0 万円以上	契約検査課検査員 依命検査員	財務部長
中間検査 部分検査	契約金額 5 0 0 万円未満	工事等の担当課検査員	担当課長等
委託業務	契約金額にかかわらず	工事等の担当課検査員	担当課長等

年 月 日

受注者 様

契約権者

工 事 検 査 立 会 通 知 書

下記工事について、検査を実施しますので、福島市請負工事検査規程第 8 条第 2 項の規定により通知します。

契 約 番 号			
工 事 名			
工 事 場 所			
請 負 金 額			
検 査 の 立 会 い	福島市請負工事検査規程第 5 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに規定する検査には、原則として、主任(監理)技術者及び社内検査員が立ち会うものとする。		
監 督 職 員 所 属 職 氏 名			
検 査 区 分		検 査 年 月 日	
検 査 員 職 氏 名			
備 考	検査に必要な資機材、工事関係資料等 ・計測機器、検査工具 ・出来形管理資料 （出来形図、出来形管理、出来形数量又は出来形計測資料） ・施工管理の結果資料 （工程表、品質管理資料、品質証明資料、工事写真） ・安全管理に関する資料 ・設計図書で指示した工事材料の試験結果 ・上記以外の使用材料に関する資料 ・設計図書で指示した施工立会いの記録 ・建設産業廃棄物処理結果報告書 ・社内検査結果資料 ・その他検査員が必要と認める書類		

部長	次長	課長	室長	主任検査員	検査員
部長	次長	課長	課長補佐	係長	係員

請負工事竣工検査復命書						
福島市長				年	月	日
検査員		所属課		職氏名		印
検査の結果下記のとおりでありましたから復命します。						
検 査 調 書						
工 事 名						
契 約 番 号						
路 線 河 川 名 又 は 事 業 名						
工 事 場 所						
受 注 者	住 所					
	氏 名					
契 約 締 結 日			工 事 監 督 員 (立会人)所 属 職 氏 名			
契約工期	着 工					
	完 成					
完 成 日			現場代理人氏名			
検 査 日			主任 (監理) 技 術 者 氏 名			
設計金額 (税抜) (A)			受注者立会人 職 氏 名			
設計出来高金額 (税抜) (B)						
出来高比率 (B) / (A) = (C)		%	検 査 結 果			
請 負 金 額 (税 込)						
請負出来高金額 (税込) 〔請負金額 (税抜) × (C) + 消費税額〕			施 工 内 訳		別紙のとおり	
検 査 総 合 評 価						

部 長	次 長	課 長	室 長	主任検査員	検 査 員
部 長	次 長	課 長	課長補佐	係 長	係 員

請負工事一部竣工検査復命書					
年 月 日					
福島市長		検査員 所属課 職氏名		印	
検査の結果下記のとおりでありましたから復命します。					
検 査 調 書					
工 事 名					
契 約 番 号					
路 線 河 川 名 又 は 事 業 名					
工 事 場 所					
受 注 者	住 所				
	氏 名				
契 約 締 結 日			工 事 監 督 員 (立会人)所 属 職 氏 名		
契約工期	着 工				
	完 成				
完 成 日			現場代理人氏名		
検 査 日			主任 (監理) 技 術 者 氏 名		
設計金額 (税抜) (A)			受注者立会人 職 氏 名		
設計出来高金額(税抜) (B)					
出来高比率(B)／(A)= (C)		%			
請 負 金 額 (税 込)					
請負出来高金額 (税込) 〔請負金額 (税抜) × (C) + 消費税額〕			施 工 内 訳	別紙のとおり	

部 長	次 長	課 長	室 長	主任検査員	検 査 員
部 長	次 長	課 長	課長補佐	係 長	係 員

請負工事既済部分検査復命書					
年 月 日					
福島市長					
検査員 所属課 職氏名					
印					
検査の結果下記のとおりでありましたから復命します。					
検 査 調 書					
工 事 名					
契 約 番 号					
路 線 河 川 名 又 は 事 業 名					
工 事 場 所					
受 注 者	住 所				
	氏 名				
契 約 締 結 日			工 事 監 督 員 (立会人)所 属 職 氏 名		
契約工期	着 工				
	完 成				
完 成 日			現場代理人氏名		
検 査 日			主任 (監理) 技 術 者 氏 名		
設計金額 (税抜) (A)			受注者立会人 職 氏 名		
設計出来高金額(税抜) (B)					
出来高比率(B)／(A)= (C)		%			
請 負 金 額 (税 込)					
請負出来高金額 (税込) 〔請負金額 (税抜) × (C) + 消費税額〕			施 工 内 訳	別紙のとおり	

部 長	次 長	課 長	室 長	主任検査員	検 査 員
部 長	次 長	課 長	課長補佐	係 長	係 員

請負工事中間検査復命書					
福島市長				年	月 日
検査員		所属課		職氏名	
検査の結果下記のとおりでありましたから復命します。					
検 査 調 書					
工 事 名					
契 約 番 号					
路 線 河 川 名 又 は 事 業 名					
工 事 場 所					
受 注 者	住 所				
	氏 名				
契 約 締 結 日			工 事 監 督 員 (立会人)所 属 職 氏 名		
契約工期	着 工				
	完 成				
完 成 日			現場代理人氏名		
検 査 日			主任 (監理) 技 術 者 氏 名		
設計金額 (税抜) (A)			受注者立会人 職 氏 名		
設計出来高金額(税抜) (B)					
出来高比率(B)／(A)= (C)		%			
請 負 金 額 (税 込)					
請負出来高金額 (税込) 〔請負金額 (税抜) × (C) + 消費税額〕			施工 内訳	別紙のとおり	

部 長	次 長	課 長	室 長	主任検査員	検 査 員
部 長	次 長	課 長	課長補佐	係 長	係 員

請負工事部分検査復命書					
福島市長				年	月 日
検査員		所属課		職氏名	
検査の結果下記のとおりでありましたから復命します。					
検 査 調 書					
工 事 名					
契 約 番 号					
路 線 河 川 名					
又 は 事 業 名					
工 事 場 所					
受 注 者	住 所				
	氏 名				
契 約 締 結 日			工 事 監 督 員 (立会人)所 属 職 氏 名		
契約工期	着 工				
	完 成				
完 成 日			現場代理人氏名		
検 査 日			主任 (監理) 技 術 者 氏 名		
設計金額 (税抜) (A)			受注者立会人 職 氏 名		
設計出来高金額(税抜) (B)					
出来高比率(B)／(A)= (C)		%			
請 負 金 額 (税 込)					
請負出来高金額 (税込) 〔請負金額 (税抜) × (C) + 消費税額〕			施工 内訳	別紙のとおり	